



別記第13号様式(第20条関係)

一般廃棄物 ~~処分業~~ 収集運搬業 許可証

許 可 番 号	北広環境指令第74号
営業所(処分業にあつては 処理場)の所在地又は住所	北広島市北の里471番地7
営業所(処分業にあつては 処理場)の名称	協業組合エクセル三和
事 業 の 区 分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
営 業 の 区 域	北広島市全域(し尿及び浄化槽汚泥に限り、長沼町・ 南幌町・由仁町を含む。)
許可の有効期限	令和6年4月1日から令和8年3月31日
許 可 条 件	関係法令を厳守し、適正に一般廃棄物の収集運搬を 行うこと。

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第40条第2項の規定により、  
上記のとおり許可する。

令和6年3月4日

北広島市長 上野正三

